平成 30 年度 鹿児島地方最低賃金審議会 第 1 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

	開	催 日 時	平成 30 年 7 月 4 日 (水)午後 1 時 30 分~ 2 時 23 分				
	開	催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室				
出	公益	代表委員 (3名)	石塚孔信 竹中啓之 田畑恒春 (敬称略)				
	労働者代表委員 (4名) 大木順子 下町和三 新内親典 松下徹 (敬称略)						
席	席 使用者代表委員 (4名) 岩元義弘 内道雄 濵上剛一郎 森山麗子(敬称略)						
	事務局 (5名)		小林労働局長 田之上労働基準部長 上ノ原賃金室長				
者			田代賃金室長補佐 有村給付調査官				
	1	平成 30 年度鹿児島地方	庁最低賃金審議会の運営について				
	2	2 運営小委員会の委員の指名について					
議	3	3 平成30年度鹿児島県最低賃金改正諮問について					
	4	鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について					
題	5	5 産業別最低賃金の改正に関する申出について					
MEZ.	6	6 今後の日程調整について					
	7	その他					
	1	第53期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿					
	2	鹿児島地方最低賃金審	2方最低賃金審議会 運営予定表(案)				
3 平成 30 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表							
配	4 産業別最低賃金の改正の申出についての意向表明(写)						
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業					
付		百貨店,総合スーパー					
		自動車(新車)小売業					
資	5	鹿児島県産業別最低賃	金に係る適用労働者数等の通知について				
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業					
料		百貨店,総合スーパー					
1-1		自動車(新車)小売業					

上ノ原賃金室長

定刻になりましたので、まだ山本先生がお着きになっていないようですが、定足数には問題ないと思いますので、審議会の会議の方を進めさせていただきます。皆様には大変忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は本年度最初の審議会でございますので、本来であれば、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただくところではございますが、皆様は任期が2年目になるということで前年度から引き続きご就任いただいておりまして、委員の皆様に異動がなかったことから、

時間の関係もございますので、恐れ入りますが、委員名簿をご覧いただくことでご紹介に替えさせていただきます。お手元の資料番号 1 でございますが、後で、お配りさせていただいたものをご覧いただければと思うのですが、一部変更がございまして、公益代表委員の石塚委員の現職が鹿児島大学法文学部経済情報学科教授から、法文学部の法経社会学科教授に、使用者代表委員の岩重委員の現職が鹿児島県中小企業団体中央会の常任理事から、副会長に変更になっていることをお知らせさせていただきます。

ここで事務局については、異動がございましたので紹介をさせていただきます。

鹿児島労働局長の小林でございます。

労働基準部長の田之上でございます。

賃金室長補佐の田代でございます。

給付調査官の有村でございます。

そして私が賃金室長の上ノ原でございます。本年度もどうぞよろしくお願い致します。それでは本年度第 1 回の審議会でございますので改めまして、委員の皆様に一点お願いをさせていただきます。本審議会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。この議事録の正確性を期すために、進行役の方を除きまして、御発言いただく前には必ずご自分のお名前をおっしゃっていただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、今年度から会議の録音状態の改善のために、マイクスタンドの使用を止めております。ご面倒をおかけしますが、発言の際にはお近くのマイクを手に取って発言していただきますようお願い致します。それでは本年度1回目の審議会でございますので、審議に先立ちまして、小林労働局長よりご挨拶を申し上げます。

小林労働局長

本日は大変お忙しい中ご出席いただき大変感謝申し上げます。皆様におかれましては、前年度から引き続き、53期の鹿児島地方最低賃金審議会の委員をお引き受けいただき誠に感謝申し上げます。

また、昨年度につきましては、非常に厳しいタイトなスケジュールのもとに、長時間にわたり、熱心なご審議をいただきまして、改めて感謝申し上げる次第です。

さて、最近の鹿児島県の経済状況を見ますと、まず日銀の鹿児島支店の6月の「鹿児島県金融経済 概況」によりますと、鹿児島県の景気は緩やかな回復をしていると判断しております。

また、県内の雇用情勢につきましては、今日のNHKの昼のニュースにもありましたように5月の 有効求人倍率は、1.27倍ということで、統計開始以来の最高値が引き続き、続いております。

企業によっては逆に人手不足感が生じているということで大企業だけでなく、中小・小規模事業所 においても、そのような状況が感じられるようになった次第であります。

こうした中に、働き方改革実行計画、並びに、本年6月15日に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針において、最低賃金につきましては、年率3%程度を目途として、面目のGDPの成長率にも配慮して引き上げていく。これにより全国加重平均が1,000円になることを目指すとされているところであります。本日はこの後、本年度の鹿児島県の最低賃金の改正諮問をさせていただきますが、先ほど申し上げたように県内の経済情勢等を踏まえて、最低賃金額の改定が必要であると判断しております。

本年度の調査審議に当たりましては、県内の経済状況・雇用情勢及び九州沖縄ブロックの動向等に加えまして、今申し上げましたように実行計画と骨太の方針の決定事項の内容に配意した上で、御審

議いただき鹿児島の多くの労働者が安心して、納得して働ける結論を出していただければと考えている所存であります。

なお、中小企業・小規模事業者に対する支援につきましては、先ほど申し上げた実行計画及び骨太の方針におきまして、中小企業や小規模事業所に賃上げしやすい環境の整備を図るということで、生活衛生業など最低賃金の引き上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施すると規定されております。

鹿児島労働局におきましても、最低賃金の引き上げの影響が大きい業種等の支援策としまして具体的には労務管理とか経営管理の専門家を直接事業所に派遣した具体的な改善方法等をアドバイスしていくという相談事業を行うとともに、具体的には生産性や経営力の向上までの支援をパッケージとした働き方改革推進支援センターを設置して運用を開始しているところです。また、具体的な金銭的な支援としましては、業務改善助成金等の事業等も引き続き一層取り組んで参る所存ですので、これが支援策と一体となりながら、今後行なっていきたいと考えております。

最後になりますが、本年度の審議日程に関しましては、中賃については、既に諮問が6月 26 日にされております。今後の中賃の答申日については、予測では、7月の下旬を予定していると聞いております。これを受けまして、本年度の審議については、非常にタイトな日程になるということで、ご苦労をおかけするということをこの場で申し上げたいと思います。

このような状況につきまして、ご理解いただき、今後の審議会の円滑な運営と格別のご尽力を承れますよう重ねてお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。宜しくお願いします。

上ノ原賃金室長

それでは、議事に入らせていただく前に、会長及び会長代理の確認をさせていただきます。鹿児島地方最低賃金審議会の委員の皆様の任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間となっておりますので、昨年度に続きまして、会長は石塚委員、会長代理は田畑委員とさせていただきたいと思います。ご確認の程よろしくお願い致します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

上ノ原賃金室長

では御確認いただきましたので、これからの進行につきましては、石塚会長にお願いいたします。

石塚会長

皆さん、こんにちは。またこの季節になりましたが、先ほど、小林局長からお話がありましたように、なかなか国内の経済状況、そして、海外の政治・経済状況等がいろいろ複雑になっております。そういった中で、県内の状況等々踏まえながら、合理的、そして適正な最低賃金の水準がどのようなものなのかということを、今年も皆さんと一緒に議論していきたいと考えております。非常にタイトな日程の中で会議をしていかなければならないということになります。とりわけ来月上旬まで、産別になりますと秋までということになりますので、皆さんのご協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、後は座って議事を進めさせていただきます。それでは、ただ今から平成 30 年度第 1 回の鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、開催に先立ちまして、本日、本審議会の成立

及び会議の公開について事務局より報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

上ノ原賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができないと規定されております。本日は委員の3分の2以上となる11名の委員に御出席をいただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことをここにご報告いたします。

また、お手元にお配りした参考資料 2 - によりますと、鹿児島地方最低賃金審議会運営規定第 6 条により会議は原則として公開することとなっております。また、同運営規定第 7 条により会議資料も公開できることになっております。事務局で本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、 4 名の希望者がございました。また、記者の方が取材を希望されており、審議会の頭撮りと諮問文を手渡す際の写真撮影を希望されており、ただ今会議室の外で待機していただいております。

また、参考資料2の の公開要領によりますと、審議会の会議の公開は会議の傍聴を希望する者に対して、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。審議会は公開する会議において、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会場に、傍聴席を設けるものとするとされておりますので、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付につきまして、会長にご判断をお願いいたします。

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、本審議会は有効に成立しているということですので、これから審議を始めたいと思いますが、ただ今事務局の方から、お話がありましたように本日は傍聴と取材を希望される方々がおられる。取材については、審議会の頭撮りと諮問文を手渡す際の写真撮影を希望されておられるということであります。審議会の会議の公開につきましては、もともとお手元の参考資料2 の鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領の第5項で、審議会の会議の公開は会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより、行うものとすると規定されておりますが、私としましては、本審の場合は、皆さんのお手元にありますように、本日の議事の内容からして、非公開にする理由はないと思いますので、傍聴それから取材および会議資料の配付を認めることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、傍聴、取材および会議資料の配付を認めることにいたしましたので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させてください。

(傍聴人、記者入室)

石塚会長

それでは、再開いたします。本日の議題は皆さんのお手元にございますように 1番の平成 30年度

鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてから、7番目のその他までの7項目となっております。それでは、この順番で1番目から審議していきたいと思います。

まず、1番目の議題は平成30年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について、でございます。この件につきまして、事務局の方から説明お願いします。

田代室長補佐

それでは、30 年度の鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営案について説明をさせていただきます。 申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

お手元の資料の 2の、A3の資料になりますが、この鹿児島県地方最低賃金審議会運営予定表案により、昨年の運営実績を踏まえて、事務局の考えた本年度の審議会の大まかな流れについて説明をさせていただきます。

この予定表の作成に当って、考慮した点ですが、本年度の中賃の目安の答申が見込まれる時期が 7 月 26 日頃ということであることです。それと、県最賃の早期発効、この 2 つに留意して作成したものでございます。後者の県最賃の発効につきましてですが、ここ数年、中央最低賃金審議会すなわち中賃における諮問等の関係で地域別最低賃金の改正諮問を 7 月初旬、昨年は 6 月 30 日に行なっておりますが、本年度も本日行わせていただくこととなりました。そして、最近の発効日につきましては、全国的にも 10 月の発効を目標とすることが定着しており、当局でも 10 月 1 日発効を目標としているところでございますが、10 月 1 日発効を前提とした場合、極めてタイトな日程設定を前提にしなければならないことが予想されております。資料の 3 になりますが、平成 30 年度答申要旨の公示日別最短の効力発生予定一覧表になっておりますが、この一覧表の 1 枚目の地域別最低賃金の場合を御覧いただきますと、発効予定日を 10 月 1 日にするためには、今年度は休みの関係で結審日が 8 月 6 日、月曜日となり、発効日を 10 月 1 日の指定日発効とする必要がございます。一方、産業別最低賃金につきましては、これまで年内発効ということが 1 つの目安とされてきたわけでございますが、一覧表の 2 枚目、3 枚目の特定最低賃金の場合を御覧いただきますと、年内発効の場合は、答申期限は 10 月 31 日となります。

こういった点を踏まえまして、資料を作成しております。先程の 2の上半期、上半分ですが、この上半分は平成30年度の審議運営予定案です。下半分が平成29年度の審議会の運営実績になっております。これはどちらも左の端の列に上から順番に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電気関係専門部会、自動車新車小売業専門部会、百貨店・総合スーパー専門部会と並んでおり、それぞれ右へ移動していただきますと、各月ごとの各部会の運営状況等がご理解いただけることになっております。下側の平成29年度運営実績表をご覧いただきたいのですが、表の中の日付はそれぞれ審議会開催日を記載しております。次に表の中の丸の数字でございますが、下側の場合は、昨年度の審議会の順番を示しており、上側の今年度の運営予定の部分については、おおよその順番であるとご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、本年度の予定を具体的に説明いたします。 の第1回公益委員会ですが、これは、本年度第1回委員会はすでに6月29日に開催させていただき、審議会の運営等について御審議いただきました。 の本日の第1回本審につきましては、地賃での諮問は、中賃での目安諮問を受けて、開催することとなっており、6月26日に中賃での目安諮問があったことを踏まえて、本日ここに第1回本審を開催させていただいたという状況でございます。なお、会長、会長代理の選出については、先ほど賃金室長から説明がありましたとおり、今年度は会長、会長代理の確認という形になっておりま

す。 、 の県最低賃金専門部会ですが、本日の県最賃の改正諮問後、公示期間を2週間程度として、 県最賃の専門部会委員の推薦公示を行い、この公示を経て、専門部会委員を任命させていただきます。

の県最賃専門部会ですが、県最賃専門部会を8月上旬頃までに順次開催して、金額改正について御 審議いただく流れが考えられます。開催回数は例年3から4回程度ですが、審議の状況によって、そ の回数が変わってくるかと思われます。8月に集中する審議会日程を少しでも軽くして、円滑にする ために、県最賃専門部会の第 1 回目を中賃の目安答申前の 7 月 25 日に開催させていただき、この時 点では、まだ目安が出ておりませんので、金額審議に入る前までの部分として、部会長、部会長代理 の選出、労使それぞれの基本的な考え方の表明までを、目安答申前にさせていただくという形で作っ た案となっております。 の第2回本審につきましては、7月30日午後3時からとりあえずの案と しておりますが、これはあくまでも中賃の目安が7月 26 日までに答申されるのではないか、という ことを前提に記載しているものです。 から の県最賃専門部会ですが、8月上旬に順次開催して、 金額改正等について御審議いただく流れが考えられます。開催回数は例年3、4回程度ですが、審議 の状況によって、その回数は変わってくるかと思われます。 の第3回の本審については、県最低賃 金専門部会で金額改正という結論に至った場合、その当日か、結審日からあまり日が開かないうちに 第3回本審、これは「ですが、開催させていただき、可能であれば、その際に答申をいただければと 思っております。予定では8月中旬になっておりますが、先ほど申し上げたとおり発効予定日を 10 月1日にするためには結審日は8月6日ということになります。 の県最賃決定の要旨の公示でござ いますが、第3回本審で改正の答申をいただいた場合、直ちに審議会の意見の要旨を公示することと なっております。意見に対する異議申し出は公示日から、15日以内となっております。

、の運営小委員会についてです。産業別最低賃金改正等の申し出が例年通り出された場合は、の第2回本審において、産別最賃改正の必要性の有無に関して、諮問させていただくこととなります。そして、運営小委員会において、改正の必要性ありとの答申をいただいた産業別最低賃金について、それぞれ専門部会において御審議をいただくことになります。また、の第4回本審でございます。第4回の本審は、公示した意見要旨に関して、異議申出が出された場合に、その申し出についてご審議いただくということになります。 の最低賃金決定の公示についてです。これは第4回本審で異議申出に関して、審議会の意見が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲載して公示することとなります。

以上、大まかな流れを説明しましたが、今後の審議会等の審議項目につきまして、簡単ではありますが、資料 2の表に記載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。以上で説明を終わります。

石塚会長

どうもありがとうございました。ただ今、事務局の方からこれからのスケジュールにつきまして御 説明がございましたが、これに対するご質問やご意見等はございませんでしょうか。

なかなか8月までかなりタイトな日程が続きますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、特にご異議がなければ、平成30年度の審議会の運営につきましては、おおむね資料2

の案に沿って運営していくことにしたいと思います。ただ、突発的な事項や審議すべき事項が生じた場合には、このA3の紙のスケジュール以外にも開催する場合、ケースがあり得るかもしれないということは御承知おきいただきたいと思っております。

はい、それでは、2番目の議題に入っていきます。2番目の議題は運営小委員会の委員の指名についてということですが、運営小委員会はお手元の参考資料2のの審議会の運営規程第3条によりますと、特定の事案について、事実の調査をし、または細目にわたる審理を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができるとなっております。

実際には、先程の運営予定表にもございますように、主に産業別最低賃金の改正の申し出があった場合に、その必要性の有無を審議するということになっておりますが、資料4にありますように今年の3月に申し出の意向表明が出されております。運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2のの運営小委員会運営要領第3項によりますと、小委員会は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、それぞれ3名をもって構成する。委員は、審議会の議決により、会長が指名するとなっております。

これまでの慣行に沿って、本年度も公労使各側で協議していただいて、それぞれ3名ずつ推薦いただきたいと思いますが、公益委員からは、田畑委員、野平委員、竹中委員が推薦されておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、労側、使側、もし決まっておりましたら、発表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、労側からお願いします。

新内委員

労側、新内です。運営小委員会の委員につきましては、今日、欠席の喜納委員、下町委員、私、新内の3名です。よろしくお願いします。

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは使側お願いします。

濵上委員

使側は、今日欠席ですが、岩重委員、内委員、そして、私、濵上の3人でございます。

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、労使各側からご推薦いただきましたので、運営小委員会の委員として私の方から、指名いたします。

労働者側は、喜納委員、下町委員、新内委員、それから使用者側は、岩重委員、内委員、濵上委員 ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

公益側は先ほど申し上げましたとおり、田畑委員、野平委員、竹中委員ということですので、合計 9名で運営小委員会を担当していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

石塚会長

それでは、3番目の議題に入れます。3番目の議題は平成30年度鹿児島県最低賃金改正諮問についてです。事務局は諮問文の準備をお願いしたいと思います。

小林労働局長

それでは、私の方から、鹿児島県最低賃金の改正につきまして、最低賃金法第 12 条の規定に基づき、諮問をしたいと思います。それでは、諮問文を朗読させて頂きます。

平成 30 年 7 月 4 日

鹿児島地方最低賃金審議会 会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長 小林 剛

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法第 12 条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金の改正決定について、働き方改革実行計画 に配意した貴会の調査審議をお願いする。

よろしくお願いします。

石塚委員

ただ今、諮問文を頂きましたので、中央最低賃金審議会のスケジュールについて事務局より説明を お願いしたいと思います。

上ノ原賃金室長

先ほど田代補佐の説明にもありましたが、確定的なものはまだ決まっていない状況でございます。 今年度の中央最低賃金審議会の審議状況でございますが、6月 26 日火曜日に中央最低賃金審議会が 開催されて、目安額の諮問がなされ、同日、第1回目の目安に関する小委員会が開催をされておりま す。今後は、3回程度小委員会が開催された後、7月 26 日木曜日頃までには審議会を開催して、答 申予定と聞いておりますが、これは中賃の審議次第ということになりますので確定したものではござ いません。今後の日程につきましては、審議次第で不確定なことが多いですが、中賃の情報につきま しては、入り次第委員の皆様にはメール等でご連絡を差し上げることにしたいと思っております。以 上です。

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、今の日程の説明につきましては、皆さんの方からご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑応答なし)

石塚会長

よろしいですか。それでは、続きまして、4番目の議題の鹿児島県最低賃金専門部会における最低 賃金審議会令第6条第5項の適用についての議題に入ります。

先ほど、小林労働局長より鹿児島県最低賃金の改正について諮問がありましたので、鹿児島県最低 賃金専門部会を設けて、審議していくことになりますが、従来から、鹿児島県最低賃金の審議では、 最低賃金審議会令第6条5項を適用しておりません。お手元の最低賃金決定要覧の P163 の、この緑色の本ですね、このとおりに審議会令第6条5項で審議会はあらかじめその議決するところにより最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と規定されております。これはどういうことかといいますと、原則として県最賃専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、県最賃専門部会で決まったことをもって、この本審の決議とすることができるということでございます。しかし、第6条5項を適用しないということは県最賃専門部会で決まったことを再度本審に上げていただいて、本審で最終的な決議をするということを意味しているということになります。鹿児島の場合は、従来から専門部会で決まったものを本審に上げていただいて本審の際に決議して行くということをしております。本年度もこれまでと同様に、第6条5項適用しないこととして、専門部会の決議だけではなく、そのあと、本審の決議を必要とするということにしてよろしいかどうかをお尋ねしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、本年度も鹿児島県最低賃金の審議につきましては、最低 賃金審議会令第6条5項を適用しないで本審の決議を必要とするということにしたいと思います。

石塚会長

続きまして、5番目の議題に入ります。5番目の議題は産業別最低賃金の改正に関する申し出についてすが、これについて事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

田代室長補佐

それでは産業別最低賃金について説明をいたします。産業別最低賃金につきましては、平成 20 年の最低賃金法改正により法律上は特定最低賃金と呼ばれることとなりましたが、もともと産業別最低賃金という名称があったわけでもなく、事実上そのような名称を使ってきた経緯もありまして、法改正後もこの産業別最低賃金という名称を使うこととなっておりますので、この説明でも産業別最低賃金と表現をいたします。さて、産業別最低賃金につきましては、最賃法第 15 第に基づき、最低賃金の改正等の申し出を労使が行うのを待って、審議に入るという格好になっております。

現在、鹿児島県における産業別最低賃金は電子部品・デバイス電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、百貨店・総合スーパー、自動車(新車小売業)の3業種について決定をされており、例年それぞれの産業別最低賃金の改正等の申し出をそれぞれの関係労働団体から受けております。今日現在の状況で言いますと、本年3月末までに改正等の申し出を行いたいという意向表明が関係労使団体から提出されております。その写しがお手元の資料の 4の1から3でございます。例年7月中下旬を目途に、改正の申し出がなされますので、それを受けまして、第2回本審、予定表の中で において、まず産業別最賃の改正の必要性に関する諮問を行い、この必要性の有無の審議を運営小委員会、予定表の中で 、 の中で行っていただき、改正の必要性有りとの結論が出た場合には、それを受けまして、本審で必要性答申、その後、金額改正諮問、そしてそれぞれの専門部会の金額審議を行うという流れになっております。

なお、百貨店総合スーパーにつきましては、6月28日付で申し出が提出されております。産業別

最低賃金につきましては、平成14年12月に出されました中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告、要覧の中ではP224ほどにありますが、その中で関係労使のイニシアチブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることが謳われ、これを受けて、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成15年3月に中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について、ということで、資料の中で、の中に入っておりますが、全会一致で定めて、その中で関係労使当事者間の意思疎通、関係労使(オブザーバー)の参加による必要性審議、金額審議における全会一致の議決に向けた努力、適用労働者数等の通知等について決定をしておりますが、そのうちの適用労働者数等の通知につきましては、資料 5の から のとおり関係労使あて既に通知をしているところでございます。また、産別最賃につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の結審をもって、本審の決定とすることができる、となっておりますので、これにつきましては、今後の本審の中で、その取り扱いなどをどうするかお決めいただくことになります。以上で説明を終わります。

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、産業別最低賃金の改正に関する申し出につきまして、今、 説明してもらいましたが、今の説明につきまして、皆さんの方からご質問等はございませんでしょう か。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

石塚会長

それでは、続きまして、6番目の議題の今後の日程調整について、に入ります。事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

田代室長補佐

これからご説明します日程案は中賃の目安が先ほど申し上げた7月 26 日までに答申されることを前提にしたものでございます。委員の皆様方の日程調整結果等を踏まえた事務局案でございます。資料としましては、平成 30 年度鹿児島地方最低賃金審議会日程事務局案をお手元にお配りしておりますので、これに基づいて説明いたします。別途、お手元にお配りしております。

本日が第1回本審でございますので、第2回の本審は中賃から出された目安答申の伝達という内容になります。当然、第2回の本審は中賃の目安答申が出された後、ということになりますので、事務局としましては、第2回本審を7月30日月曜日午後3時から開催させていただきたいと考えております。また、第2回本審では、産業別最低賃金の改正の必要性についても、諮問させていただく予定ですが、事務手続き等の関係から改正の申し出は7月24日(火)までにお願いしたいと考えております。また、運営小委員会は予備日を含めて、複数回の日程を調整させていただきたいと考えておりますが、第1回は8月17日金曜日午前9時から第2回の運営小委員会は8月20日月曜日午前9時から開催させていただきたいと考えております。なお、運営小委員会のオブザーバーの皆様には8月17日午前に参加していただくことにしたいと考えております。したがいまして、運営小委員会のオブザーバーの推薦につきましては、8月10日金曜日までの提出をお願いしたいと考えております。

県最低賃金専門部会の日程につきましては、公益委員と労使代表委員の御了解を得て、あらかじめ 開催日時を検討いたしました結果、第1回専門部会は7月25日水曜日午前9時30分から、第2回専 門部会は8月1日水曜日午後2時から、第3回専門部会は8月2日木曜日午前9時から、第4回専門部会は8月3日金曜日午前9時から、第5回専門部会は8月6日月曜日午後3時からという日程案を事務局の方では考えております。第5回専門部会は午後3時となっておりますが、会議室は1日確保しておりますので、審議の状況に応じて、開始時刻は変更可能となっております。第3回の本審につきましては、8月6日までの専門部会で結審した場合につきましては、8月6日月曜日午後6時から開催させていただければと考えております。それから異議申し立てがあった場合の第4回の本審はできるだけ早い発効を考慮して、8月22日水曜日午前8時半から開催させていただければと考えております。最初に申し上げましたように以上の日程案はいずれも中賃の目安が7月26日までに答申されることを前提としたものであり、あくまで事務局案として提案させていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今、事務局から、皆さんのお手元の資料、これに基づきまして、 日程の説明がありましたが、7月30日の月曜日の午後3時から、第2回本審を開催したいという提 案がありましたが、これについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

続きまして、第1回の運営小委員会を8月17日の金曜日の午前9時から、第2回運営小委員会の8月20日の月曜日の午前9時から開催したいということ、それから産別最賃の改正の申し出を7月24日の火曜までに提出してもらいたいこと、それから、運営小委員会のオブザーバーの推薦は8月10日の金曜日までに提出してもらいたいこと、この3つの提案がありましたが、この日程で可能でしょうか、よろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

それから、専門部会ですが、第1回専門部会を7月25日の水曜日の午前9時半から、第2回専門部会は8月1日の水曜日の午後2時から、第3回専門部会は8月2日の木曜日の午前9時から、第4回専門部会は8月3日金曜日の午前9時から、第5回専門部会が8月6日月曜日の午後3時からという日程で開催させていただきたいという提案がございましたが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

新内委員

第1回専門部会ですが、9時半からとなっていますが、もしよければ9時からにしていただけると助かるかなと思っています。無理ならいいです。

石塚会長

どうでしょうか。使側の方がこれで対応できればということですが。

内委員

難しいです。

新内委員

第1回目ですから、1時間程度で会議が終われば問題ないです。

石塚会長

できるだけ迅速に会議を行なうということで、今のままでよろしいですか。それでは、9時半から ということで、予定どおりということにしたいと思います。他に何かございますか。

(意見なし)

石塚会長

それではタイトですが、この日程で専門部会を進めさしていただきたいと思います。続きまして、第3回の本審についてですが、8月3日の第4回専門部会で、結審した場合でも、8月6日の第5回専門部会で結審した場合でも、第3回の本審が8月6日の午後6時、18時に開催させていただきたいという提案がございましたが、これはよろしいでしょうか。どちらにしても、第3回目の本審を8月6日の18時ということにさせていただきたいということです。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございます。それから仮に異議申し立てが、あった場合の第4回本審はできるだけ早い発効ということを考慮しまして、第3回本審、答申が8月6日に開催された場合は、8月22日水曜日の午前8時30分から開催させていただきたいという提案がされましたが、これはよろしいでしょうか。朝早いですが、よろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは再確認いたしますが、第2回本審は7月30日月曜日の午後3時からの開催ということになります。それから第1回運営小委員会は8月17日金曜日の午前9時から、第2回目の運営小委員会は8月20日の月曜日の午前9時までに開催する。産別最賃の改正の申し出は7月24日火曜日までに提出する。それから運営小委員会のオブザーバーの推薦は8月10日の金曜日までにお願いするということです。それから専門部会につきましては、第1回専門部会は7月25日の水曜日午前9時半から、第2回専門部会は8月1日の水曜日の午後2時から、第3回専門部会は8月2日木曜日の午前9時から、第4回専門部会は8月3日金曜日の午前9時から、第5回専門部会は8月6日月曜日の午後3時から開催するということです。それから第3回本審につきましては、8月6日月曜日での開催だが、8月6日の月曜日で開催時間は午後6時、18時から、第4回本審、これは異議審です。8月22日水曜日の午前8時30分から開催するということに決定いたしまし

たので、委員の皆さんは日程の確保をお願いしたいと思います。以上の日程につきまして、何か御意見はございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、その日程で今後進めていくということになります。最後の議題のその他に移りますが、 何かございますか。

(意見なし)

石塚会長

よろしいでしょうか。それでは、事務局の方から何かございますか。

上ノ原賃金室長

それでは、私の方から3点ほどお願い致します。1点目はお願い事でございます。6番目の議題の今後の日程調整の件です。先程中賃の目安が7月26日までに答申されることを前提とした案を御了承いただいたところでございますが、万が一、目安の答申が7月27日以降にずれ込んだ場合の日程につきましては、可能な限り、現在、確保いただいている日時を生かす形で委員の皆様と調整をさせていただきたいと考えておりますので、その際はご協力方よろしくお願いいたします。2点目ですが、先ほど平成30年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条の規定により、これを審議していただく専門部会を設置することになります。このため、事務局で専門部会委員の推薦と意見聴取の公示をいたしますが、専門部会の開催の日程上、専門部会の委員の推薦の公示は7月20日金曜日まで、意見聴取の公示は7月24日火曜日まで、とさせていただきたいと思っております。時間的に余裕がなくて大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。3点目についてですが、先ほど、運営小委員会を8月17日金曜日の午前9時からと8月20日月曜日の午前9時から、開催させて頂くことをご了承いただいたところです。運営小委員会を担当していただくことになった委員の先生方はどうぞよろしくお願い致します。事務局からは以上でございます。

石塚会長

どうもありがとうございました。ただ今、説明がありましたとおり、専門部会の委員推薦の公示は 7月 20 日の金曜日まで、意見聴取の公示は 7月 24 日まで、ということでございますがこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

よろしいですか。どうもありがとうございます。それでは、他に御意見等がなければ、最後に議事 録署名者を指名したいと思います。労側は新内委員、使側は濵上委員にお願いします。 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました全ての審議が終了いたしましたので、本日 の審議会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました

議事録署名	i		
会	툱		
労働者代表	委員		
使用者代表	委員		